

# 大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一般不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に要する費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「一般不妊治療」とは、夫婦間で行うタイミング法若しくは排卵誘発法又は人工授精等の一般不妊治療並びにこれらに必要な検査（診断のための検査及び治療効果を確認するための検査を含む。）とする。ただし、不妊治療には至らず、不妊検査のみの場合は対象外とする。

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

## (対象者)

第3条 助成の対象者は、産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、医療保険各法の適用とはならない一般不妊治療を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 治療期間及び申請日において、大口町内に住所を有する法律上の婚姻をしている者又は事実上婚姻関係にある者（以下「夫婦」という。）であること。
- (2) 医療保険各法のいずれかの医療保険に加入していること。
- (3) 他の市町村において、この要綱に基づく助成に相当するものを受けていないこと。

(助成額)

第4条 助成額は、1組の夫婦に対して、一般不妊治療を受けた日の属する年度ごとに、当該治療に要した費用（食事代、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除く。以下「本人負担額」という。）の2分の1以内の額とし、4万5千円を超えることはできない。

- 2 助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等に定めるところにより、一般不妊治療に関する任意の給付（付加給付金）が行われる場合は、第1項の助成額からその額を控除する。

(助成期間)

第5条 助成期間は、助成を開始した診療日の属する月（以下「助成開始月」という。）から継続する2年間までとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる期間を延長し、又は再設置するものとする。

- (1) 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合 当該中断期間のうち助成のなかった月数以内での助成期間の延長
- (2) この要綱による助成を受けた夫婦が挙児を得て、その後更に次の挙児を得るために一般不妊治療を行う場合 2年間の助成期間の再設置

- 2 前項の年度は、3月診療分から翌年2月診療分までの1年間とする。

(交付申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町一般不妊治療費助成事業申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、次の書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 大口町一般不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2）
- (2) 一般不妊治療に係る領収書
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者については、治療当事者両人が重婚でないことを証明できる書類、同世帯であることを証明できる書類及び事実婚関係に関する申立書（様式第3）

#### (4) 住所地を証明する書類

2 申請は、原則として3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までの間に行うものとする。

#### (交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し助成金の交付の可否を決定し、大口町一般不妊治療費助成金交付決定(却下)通知書(様式第4)により申請者に通知する。

#### (交付請求)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、大口町一般不妊治療費助成金請求書(様式第5。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

#### (助成金の交付)

第9条 町長は、請求書を受理したときは、当該請求の日から30日以内に請求書に記載された預金口座に振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

#### (返還)

第10条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による助成金の交付を受けようとした者又は受けた者に対し、助成金の全部又は一部の交付決定を取り消し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### (助成事業台帳)

第11条 町長は、大口町一般不妊治療費助成事業台帳(様式第6)を備え付け、助成事業の状況を明確にしておくものとする。

#### (秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第12条 大口町一般不妊治療費助成事業の実施において職務上知り得た個人情報について、関係者は秘密保持を厳守するとともに、当該事業の目的以外に使用してはならない。

#### (その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、大口町一般不妊治療費助成事業の実施に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成19年9月28日 大口町告示第96号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、平成19年7月診療分から適用する。

附 則（平成24年4月30日 大口町告示第53号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に行われた治療に関する助成について適用し、同日前に行われた治療に関する助成については、なお従前の例による。ただし、助成金に係る基準額等は別に定める。
- 3 この要綱による改正前の大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の規定による様式第1及び様式第2については、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成24年6月26日 大口町告示第90号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年12月25日 大口町告示第118号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第41号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に人工授精の治療を受けている夫婦のうち、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合であっても、その治療に係る助成期間が終了するまでは助成の対象とする。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第45号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 大口町告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月28日 大口町告示第36号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。